

# 第3期遠賀町自立推進計画



平成27年3月

遠賀町

# 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	第2期自立推進計画の主な取り組みと成果・・・・・・・・	2
3.	遠賀町を取り巻く情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	第3期自立推進計画の基本方針・・・・・・・・	10
5.	第3期自立推進計画の推進・・・・・・・・	11
6.	第3期自立推進計画の体系図・・・・・・・・	15

## 1. はじめに

遠賀町では、昭和 39 年 4 月 1 日に町制を施行し 50 年が経過しました。田園風景が広がる農村地域だった我が町は、北九州市と福岡市の中間部に位置し、交通の利便性にも恵まれていることから宅地開発が進み、現在のまちなみへと大きな発展を遂げました。時代の流れにより暮らしの様子も変わるなかで、遠賀町の特徴を生かしたまちづくりを展開しています。

こうしたなかで、遠賀町は、平成 16 年 10 月の遠賀郡合併白紙により単独自立のまちづくりを選択することとなり、平成 17 年 3 月に第 1 期となる「遠賀町自立推進計画」を策定し、「行財政運営の健全化・効率化」「住民サービスの向上」「行政基盤の強化」を基本方針に行財政改革を進めてきました。さらに平成 22 年 3 月には「第 2 期遠賀町自立推進計画」を策定し、引き続き財政基盤の強化と行政サービスを低下させない協働のまちづくりを推進してきました。

これまでの取り組みとして、職員給与等や常勤特別職報酬の抑制をはじめ、公共的必要性、有効性等の観点から補助金や事務事業等の見直し、経費の節減合理化等に努め、その結果、一定の効果があつたものと評価できます。

しかし、これらの取り組みにより行政運営が安定したわけではなく、今後も地方行政を取り巻く環境は少子高齢化や地方分権、国の様々な制度改正等により、ますます厳しくなることが予想されます。さらには、情報通信技術の発展、地球環境問題を踏まえた循環型社会の構築、公共機関の民営化等あらゆる分野で急速な変革が進んでいます。

地方創生の時代を迎える中、遠賀町においても、多様化する住民ニーズや新たな行政課題への的確に対応するには、住民の視点に立った行財政運営に努め、行政基盤を強化するとともに、行政サービスの向上を推進していかなくてはなりません。

行政改革を継続的に行うため、これまでの成果を検証し、新たな取り組みを検討した「第 3 期遠賀町自立推進計画」を策定し、これまで以上に改革意識を強めながら、遠賀町の目指す将来像を実現するための取り組みを推進します。

## 2. 第2期自立推進計画の主な取り組み

平成 22 年 3 月に、平成 22 年度から平成 26 年度を実施期間とする第 2 期遠賀町自立推進計画及び行動計画を策定しました。「行財政運営の健全化・効率化」「行政サービスの向上」「行政基盤の強化」を基本方針とし、これを実現するための 10 項目の施策大綱に取り組みました。

1. 職員定数及び給与の見直し
2. 組織・機構の見直し
3. 特別職の定数及び報酬等の見直し
4. 行政委員会・附属機関等の見直し
5. 補助金の見直し
6. イベントの見直し
7. 施設運営の見直し
8. 業務委託等の見直し
9. 財産の見直し
10. 事務事業の見直し

また、取り組みを実施した結果、毎年度ともに実績額が目標額を着実に上回り、5年間で約 501,260 千円の財政効果額<sup>※1</sup>を生み出しました。

なお、項目によっては目標額を達成できていないものもありますが、これらについても事業の在り方を見直すなど、一定の成果をあげています。

5年間の財政効果額と主な成果項目は次のとおりです。

### ◆5年間の財政効果額◆

(単位:千円)

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	目標額	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	実績額	2,240	17,193	10,540	6,683	67,495
人件費	目標額	20,803	20,803	27,701	20,803	27,701
	実績額	29,468	16,040	58,343	69,383	39,759
補助金	目標額	680	680	680	680	680
	実績額	14,507	12,656	43,027	8,026	12,227
イベント	目標額	0	0	0	0	0
	実績額	3,149	6,567	11,784	3,991	0
施設運営	目標額	▲140	▲140	▲140	▲140	▲140
	実績額	▲1,473	▲3,061	5,876	▲30,748	3,245
外部委託	目標額	5,238	5,238	5,238	5,238	5,238
	実績額	▲459	7,591	10,468	6,984	9,254
その他	目標額	0	0	0	0	0
	実績額	16	▲137	446	30	0
合計	目標額合計	32,081	32,081	38,979	32,081	38,979
	実績額合計	47,448	56,849	140,484	124,499	131,980

※1 財政効果額：基準年度の平成 21 年度とその年度を比較したもので、歳出の削減や歳入の確保により得た額

◆主な成果項目

●職員給与等の見直し

①給料等の削減等

- 平成 22 年度
  - ・給料月額を平均 0.1%減額
  - ・期末、勤勉手当を 0.2 月減額
  - ・地域手当を廃止
- 平成 23 年度
  - ・給料月額を平均 0.2%減額
  - ・55 歳以上 6 級職員の給料月額を 1.5%減額 (23 年度限り)
- 平成 25 年度
  - ・1、2 級職員の給料月額を 4.77%減額 (25 年度限り)
  - ・3 級以上職員の給料月額を 7.77%減額 (25 年度限り)
  - ・持ち家に係る住居手当 4,500 円を 3,000 円に減額
- 平成 26 年度
  - ・給料月額を平均 0.3%増額
  - ・期末、勤勉手当を 0.15 月増額
  - ・持ち家に係る住居手当 3,000 円を 1,500 円に減額

②人事評価制度の推進

- 平成 22 年度
  - ・勤勉手当に人事評価制度に基づく成績率を導入
- 平成 25 年度
  - ・昇給に人事評価制度に基づく成績率を導入

●組織・機構の見直し

- 平成 22 年度
  - ・11 課 1 室 1 局 33 係を 11 課 1 局 30 係とする機構改革を実施
- 平成 24 年度
  - ・高校総体推進係を加えた 11 課 1 局 31 係に改編
- 平成 26 年度
  - ・高校総体推進係を解体し、福祉係を民生児童係と障害者支援係に分けた 11 課 1 局 31 係に改編
  - ・事務改善委員会及びワーキングにおいて、平成 27 年度に 12 課 1 局 33 係とする機構改革案を策定

●特別職の人件費の削減

- 平成 25 年度
  - ・町長の給料月額を 8%減額 (在職期間)
  - ・副町長と教育長の給料月額を 8%減額 (25 年度限り)

●補助金、イベントの見直し

- ・遠賀町がんばる地域まちづくり事業の実施
- ・麦・大豆の種子代補助制度の見直し
- ・れんげ・菜の花春まつりを「こどもまつり」に見直し
- ・夏まつり盆踊り大会の運営経費に各種交付金や補助金を活用

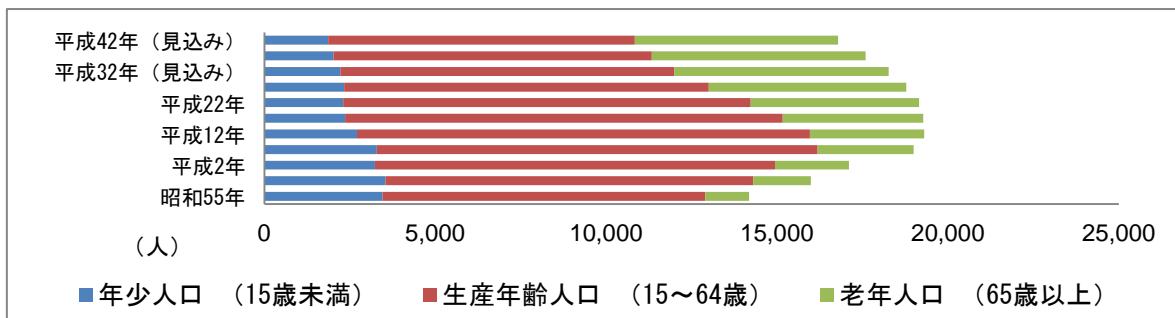
- ・成人式の立食パーティーを見直し
- ・おんがレガッタに区対抗の部を創設
  
- 公共施設運営の見直し
  - ・遠賀町立図書館及び遠賀町ふれあいの里の指定管理者制度継続
  - ・学校給食の配送業務委託の実施
  - ・第1町民体育館を学校体育館に所管替え
  - ・遠賀総合運動公園指定管理者制度導入
  - ・「公共施設総合維持管理計画」策定
  
- 使用料の見直し
  - ・平成 25 年 4 月に下水道使用料改定実施
  
- 業務委託の見直し
  - ・電算業務の共同利用（平成 22 年 10 月から芦屋町と開始、平成 26 年 2 月から北部九州情報化推進協議会での運用に移行）
  
- 財産の見直し
  - ・町有地未利用地の売却（14 件、35,989 千円）
  - ・町有地の貸し付け（14,057 千円）
  - ・公用車のリース契約導入
  
- 事務事業の見直し
  - ・事務事業評価制度の活用
  - ・公共施設の省エネルギー導入（太陽光発電、LED照明、電気自動車、省エネエアコンの導入及び庁舎適正温度の設定）
  - ・出前講座の実施
  - ・町議会中継の導入
  - ・広報配布手数料制度の見直し
  - ・豊かなふるさと遠賀寄附金の見直し
  
- 新たな収入
  - ・ホームページ、広報、コミバス、封筒等の広告収入の拡充
  - ・コンビニ収納の導入（税、町営住宅、保育料、霊園）

### 3. 遠賀町を取り巻く情勢

#### (1) 人口・少子高齢化の状況

日本の総人口は平成 17 年度以降減少に転じ、平成 22 年度の 1 億 2,806 万人から平成 42 年に 1 億 1,662 万人、さらに平成 52 年に 1 億 728 万人まで減少すると見込まれています。

遠賀町の人口は、平成 12 年の 19,309 人をピークに平成 17 年に 19,279 人、平成 22 年に 19,160 人と横ばいが続いています。また、人口割合の推移をみると、15 歳未満の年少人口が減少しているのに対し、65 歳以上の高齢人口が年々増加し、平成 22 年の高齢化率は 25.7%と住民の 4 人に 1 人は高齢者となっており、今後さらに少子高齢化が進行することが予測されます。



	総人口(人)	年少人口 15歳未満(人)	生産年齢人口 15~64歳(人)	老年人口 65歳以上(人)
昭和55年	14,188	3,456 24.36%	9,441 66.54%	1,287 9.07%
昭和60年	15,994	3,544 22.16%	10,756 67.25%	1,691 10.57%
平成2年	17,107	3,230 18.88%	11,712 68.46%	2,165 12.66%
平成7年	18,999	3,289 17.31%	12,900 67.90%	2,810 14.79%
平成12年	19,309	2,708 14.02%	13,252 68.63%	3,341 17.30%
平成17年	19,279	2,367 12.28%	12,797 66.38%	4,115 21.34%
平成22年	19,160	2,305 12.03%	11,923 62.23%	4,931 25.74%
平成27年(見込み)	18,777	2,337 12.45%	10,669 56.82%	5,771 30.73%
平成32年(見込み)	18,263	2,226 12.19%	9,763 53.46%	6,274 34.35%
平成37年(見込み)	17,588	2,025 11.51%	9,308 52.92%	6,255 35.56%
平成42年(見込み)	16,786	1,864 11.10%	8,979 53.49%	5,943 35.40%

資料：平成22年まで国勢調査、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

一方、遠賀町の世帯数は核家族化、高齢世帯の増加等の社会背景の変化に伴い年々増加しており、平成 12 年の 6,280 世帯と比較すると平成 22 年には 7,056 世帯と約 12%増になっています。

これらの人口減少と少子高齢化がもたらす、税収の減少や社会保障関係経費の増大に対応し、将来にわたり行政運営を持続可能なものとしていくため、さらには、第 5 次遠賀町総合計画で定めた平成 33 年の目標人口 20,000 人を実現するために、行政改革を着実に進めていく必要があります。

◆遠賀町の世帯数と平均世帯人員の推移◆

年	世帯数	平均世帯人員
昭和 55 年	3,816	3.7 人
昭和 60 年	4,500	3.6 人
平成 2 年	4,938	3.5 人
平成 7 年	5,732	3.3 人
平成 12 年	6,280	3.1 人
平成 17 年	6,722	2.9 人
平成 22 年	7,056	2.7 人

資料:国勢調査

また、遠賀町の人口動態をみると、過去 6 年間の自然動態では、平成 23 年以降は出生と死亡の増減が 40 人弱の減で推移しておりますが、少子高齢化の進行によりさらに自然減がすすむものと考えられます。

社会動態では、転入と転出が交互に増減を繰り返していますが、年齢層別の男女比率の予測をみると、とくに 20～39 歳の減少率が大きく、この年齢層の定住促進に取り組む必要があると考えられます。

◆遠賀町の人口動態の推移◆

(単位:人)

区分	自然動態			社会動態			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 20 年	154	152	2	968	975	▲7	▲5
平成 21 年	176	171	5	924	884	40	35
平成 22 年	158	166	▲8	920	932	▲12	▲20
平成 23 年	154	193	▲39	953	861	92	53
平成 24 年	154	193	▲39	773	828	▲55	▲94
平成 25 年	174	211	▲37	839	814	25	▲12

資料:住民基本台帳及び外国人登録

◆遠賀町の年齢層別男女比率予測の推移◆

(単位:人)

	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 22 年	1,604	1,602	2,163	2,248	3,088	3,524	2,163	2,768
平成 32 年	1,469	1,529	1,736	1,724	2,589	2,942	2,722	3,552
平成 42 年	1,298	1,292	1,444	1,585	2,555	2,754	2,451	3,492
平成 52 年	1,122	1,116	1,341	1,452	2,261	2,348	2,188	3,191
平成 22 年と平成 52 年の増減率	▲30.0%	▲30.3%	▲38.0%	▲35.4%	▲26.8%	▲33.4%	1.1%	15.28%

資料:国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 年 3 月推計)

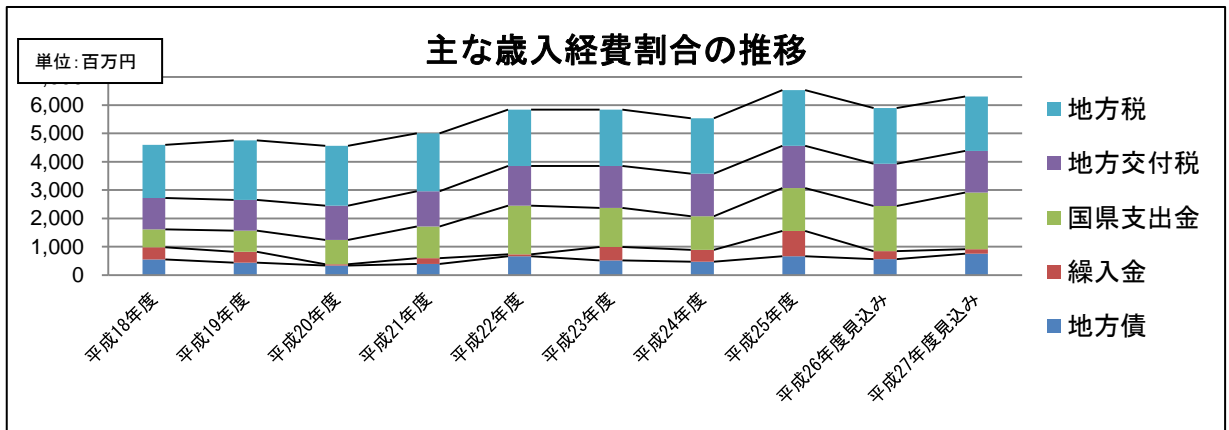


(2) 財政の状況

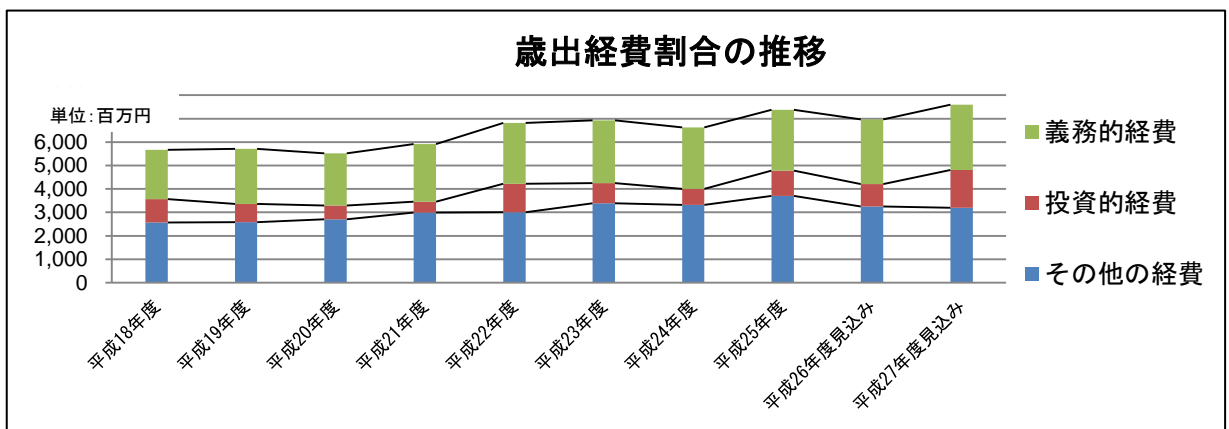
遠賀町の財政は、扶助費等の義務的経費や、道路・学校等の公共施設の整備をするための投資的経費の増加により、厳しい状況が続いていますが、普通交付税の増額や国の補正予算にかかる緊急経済危機対策の各種交付金や有利な起債借入による事業実施により、効率的な財政運営に努めてきました。

經常収支比率の推移 (P8 参照) では、平成 21 年度以前は、全国市町村平均を約 3 ポイント上回る高い水準でありましたが、第 2 期自立推進計画や経営健全化の推進等により改善するなど着実に成果を上げています。

◆歳入及び歳出別 (普通会計) の経費割合の推移◆



(単位: 百万円)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成27年度 見込み
地方税	1,874	2,103	2,104	2,046	1,993	1,990	1,959	1,967	1,961	1,927
地方交付税	1,109	1,094	1,216	1,247	1,405	1,482	1,508	1,490	1,495	1,465
国県支出金	637	746	852	1,118	1,715	1,376	1,180	1,514	1,589	2,009
繰入金	429	384	48	209	65	477	419	890	289	150
地方債	547	434	339	388	669	518	473	669	561	758



(単位: 百万円)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成27年度 見込み
義務的経費	2,103	2,352	2,236	2,467	2,601	2,683	2,624	2,597	2,765	2,790
投資的経費	997	773	586	465	1,215	861	679	1,080	954	1,616
その他の経費	2,573	2,580	2,702	2,989	3,006	3,386	3,324	3,702	3,248	3,195

◆歳入歳出決算額(普通会計)の推移◆

(単位:百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入決算額	5,792	5,834	5,601	6,134	7,002	7,056	6,838	7,668
歳出決算額	5,675	5,706	5,526	5,923	6,824	6,933	6,629	7,381

◆経常収支比率の推移◆

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
遠賀町	93.0%	95.1%	92.9%	97.2%	89.5%	91.0%	89.7%	88.1%
全国市町村平均	90.3%	92.0%	91.8%	91.8%	89.2%	90.3%	90.7%	90.2%

また、今後の遠賀町の財政の見通しを明らかにする財政シミュレーションとして、平成 27 年 3 月策定の財政計画表 (P9 参照) を示しています。

今後は、税収が伸び悩む中で一般財源の確保は厳しい状況にあり、社会保障関係経費が年々増加していることに加え、公共施設等の改修・整備等の大きな財政負担も見込まれます。

特に平成 27 年度から 28 年度にかけては、公共施設整備等にかかる投資的経費の増大により、実質収支が大幅な赤字となる見込みで、特定目的基金の取り崩しや起債によるマイナス補填に頼らざるを得ない状況が続くことが予測されます。

しかし、このような状況にあっても、社会保障関連サービスは今後とも安定的に提供していくとともに、時代のニーズに応じた新たなサービスを展開していかなければなりません。そのためには、事務事業評価制度に基づく成果の検証や評価による事務事業の見直しをはじめ、町の財政状況、町が行うべき事業を勘案しながら、中長期的な財政基盤の強化により自主自立のまちづくりを推進することが必要と言えます。

第3期遠賀町自立推進計画(平成27年3月策定)

財政計画表(普通会計)

(単位:千円)

歳入	平成26年度 決算見込額	平成27年度 見込額	前年度 対比	平成28年度 見込額	前年度 対比	平成29年度 見込額	前年度 対比	平成30年度 見込額	前年度 対比	平成31年度 見込額	前年度 対比
地方税	1,961,000	1,927,000	-2%	1,940,000	1%	1,945,000	0%	1,920,000	-1%	1,925,000	0%
地方譲与税	65,000	65,000	0%	65,000	0%	65,000	0%	65,000	0%	65,000	0%
各種交付金	275,000	338,000	23%	338,000	0%	365,000	8%	385,000	5%	385,000	0%
地方交付税	1,495,155	1,465,000	-2%	1,465,000	0%	1,465,000	0%	1,465,000	0%	1,465,000	0%
分担金及び負担金	285,000	273,000	-4%	273,000	0%	273,000	0%	273,000	0%	273,000	0%
使用料・手数料	193,000	118,800	-38%	109,800	-8%	112,300	2%	73,700	-34%	155,700	111%
国庫支出金	1,079,900	1,472,200	36%	1,151,600	-22%	975,100	-15%	1,022,100	5%	889,300	-13%
県支出金	509,500	537,700	6%	455,700	-15%	456,300	0%	472,400	4%	482,400	2%
財産収入・寄附金	24,100	14,800	-39%	15,000	1%	20,000	33%	20,000	0%	20,000	0%
繰入金	289,500	552,100	91%	514,000	-7%	436,000	-15%	456,000	5%	405,500	-11%
繰越金	286,287	150,923	-47%	165,423	10%	176,323	7%	133,923	-24%	81,123	-39%
諸収入	92,800	93,600	1%	90,000	-4%	90,000	0%	90,000	0%	90,000	0%
地方債	561,991	758,500	35%	757,600	0%	391,400	-48%	408,900	4%	380,300	-7%
歳入合計	7,118,233	7,766,623	9%	7,340,123	-5%	6,770,423	-8%	6,785,023	0%	6,617,323	-2%

(単位:千円)

歳出	平成26年度 決算見込額	平成27年度 見込額	前年度 対比	平成28年度 見込額	前年度 対比	平成29年度 見込額	前年度 対比	平成30年度 見込額	前年度 対比	平成31年度 見込額	前年度 対比
人件費	1,015,000	996,500	-2%	1,046,000	5%	1,025,000	-2%	1,012,000	-1%	965,000	-5%
(うち退職金)	(72,456)	(27,108)	-63%	(84,657)	212%	(68,074)	-20%	(50,623)	-26%	(0)	-100%
物件費	1,112,500	1,177,600	6%	1,070,000	-9%	1,083,000	1%	1,073,000	-1%	1,068,000	0%
維持補修費	36,000	33,000	-8%	31,000	-6%	31,000	0%	31,000	0%	31,000	0%
扶助費	1,181,200	1,263,000	7%	1,293,000	2%	1,323,000	2%	1,353,000	2%	1,383,000	2%
補助費等	1,448,700	1,448,500	0%	1,436,600	-1%	1,432,500	0%	1,427,000	0%	1,422,000	0%
(うち事務組合負担金)	(551,973)	(564,486)	2%	(582,595)	3%	(578,492)	-1%	(573,159)	-1%	(568,224)	-1%
公債費	569,600	530,500	-7%	536,900	1%	545,300	2%	550,600	1%	561,700	2%
積立金	184,400	84,700	-54%	74,700	-12%	82,200	10%	79,200	-4%	156,200	97%
投資・出資金・貸付金	210	900	329%	900	0%	900	0%	900	0%	900	0%
繰出金	465,000	449,700	-3%	450,000	0%	450,000	0%	460,000	2%	465,000	1%
(うち農排・公共下水)	(173,923)	(190,700)	10%	(190,000)	0%	(190,000)	0%	(195,000)	3%	(200,000)	3%
投資的経費	954,700	1,616,800	69%	1,224,700	-24%	663,600	-46%	717,200	8%	517,800	-28%
普通建設事業費	951,700	1,615,900	70%	1,223,800	-24%	662,700	-46%	716,300	8%	516,900	-28%
災害復旧事業費	3,000	900	-70%	900	0%	900	0%	900	0%	900	0%
失業対策事業費			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
歳出合計	6,967,310	7,601,200	9%	7,163,800	-6%	6,636,500	-7%	6,703,900	1%	6,570,600	-2%

## 5. 第3期自立推進計画の基本方針

### (1) 基本方針

行政改革の目標を次のとおり定めます。

より良い住民サービスを提供できる自立したまちづくり体制の構築

また、実施するうえでの基本的な考え方となる基本方針を次の3項目とします。

- ◆効率的な行財政運営
- ◆行政基盤の強化
- ◆行政サービスの向上

### (2) 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や国の制度改正等、遠賀町を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて修正・追加を行います。

### (3) 行動計画の策定

自立推進計画で示した内容を具体的かつ着実に推進するため、別途、行動計画を策定し、それに基づき取り組みを進めます。

また、行動計画の進捗状況の管理については、住民代表を含む行政改革推進委員会を設置し、毎年度、進捗状況等について点検協議を行い、ホームページや広報等で公表します。

## 6. 第3期自立推進計画の推進

第3期自立推進計画の推進にあたり、計画の柱となる施策大綱、取り組みの重点目標及び推進項目を次のとおりとします。

### 《大綱 1 さらなる財政力の向上》

地方分権の進展により、自治体には自己決定、自己責任の原則による行財政運営や住民の視点に立った行政サービスの提供が求められています。

行財政運営や行政サービスの提供にあたっては、事務事業評価により必要性や費用対効果を検討し、事務事業の見直しを行う等の適正な行政経営の考え方に立った仕組みづくりを継続的に推進することが重要となります。さらに、地方公会計制度※1や公営企業会計※2の整備促進により、トータルコストの縮減・平準化を図るとともに、全国の自治体で喫緊の課題となっている公共施設の長寿命化対策については、遠賀町においても重要な課題であることを受け止め、公共施設マネジメント※3を推進していく必要があります。限られた財源や資源を最大限に活用しながら、健全で計画的な財政運営の観点から更なる財政力の向上を目指します。

#### ※1 地方公会計制度

総務省より「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が公表され、全ての地方公共団体が新地方公会計制度に基づく財務書類の整備を行うこととなりました。これは、これまでの「現金主義・単式簿記」による会計制度に対し、「発生主義・複式簿記」といった企業会計的方式を導入しようとする取り組みで、保有資産の状況や将来にわたる負債の状況を把握し、中・長期的な視点に立った健全な財政運営を目指すものです。

#### ※2 公営企業会計

地方公会計制度は企業会計の「複式簿記・発生主義」といった手法を取り入れるため、形式的に類似したのですが、その違いは目的が異なる点です。公会計が公共サービスの提供を目的とするのに対し、企業会計の目的は、利益の追求です。企業会計は、収益からコストを差し引き、期間損益を計算し、企業経営に資するものです。

#### ※3 公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、または借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画・管理及び利活用する仕組みのことです。社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する公共施設マネジメントに取り組む自治体が増加しています。

## 重点目標

### ●事務事業の見直し

限られた財源を効率よく運用し、真に必要な行政サービスを確実に提供するため、事務事業評価を有効活用し、必要性や費用対効果等から各事業の検証を行うとともに、財源を検証する等の補助事業の見直しに取り組みます。

### ●最適な公共施設管理

道路、橋梁、学校をはじめとする公共施設の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代の人口急増期に整備されました。その後に整備されたものも含め、今後経年劣化による更新時期を一斉に迎え、莫大な資金が必要となります。そのため、健全な行政基盤を構築し、行政サービスを持続的に提供できるよう、平成 26 年度に策定した「遠賀町公共施設維持管理計画」に基づき、総合的・長期的視点に立った公共施設マネジメントを推進します。

### ●健全な財政運営

事務事業評価による検証により、これまで以上に経費の節減合理化や補助金・負担金の見直しを進めるとともに、地方公会計制度や企業会計の導入等により、長期的な財政の見通しのなかで安定した財政運営を推進し、財政の健全化に努めます。

大綱 1 の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・事務事業評価の有効活用
- ・補助事業の見直し
- ・公共施設マネジメントの推進
- ・自主財源の確保
- ・補助金の有効活用
- ・歳出経費の効率化
- ・地方公会計制度や企業会計の整備促進

## 《大綱 2 質の高い行政組織づくり》

組織・機構や人材育成方針の見直し等により、職場の事務改善と職員の能力開発を図るとともに、民間委託が効果的な事業については民間活力を活用する等、効率的な行政組織づくりを進める必要があります。今後、職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、柔軟な発想と行動力をもって、多様化する住民ニーズに迅速・的確に対応できる効率的かつ機能的な組織・機構を構築することで、質の高い行政組織づくりを目指します。

### 重点目標

#### ●機構改革の推進

住民サービスの維持向上を目的として、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる組織体制により、行政課題を確実に解決していくため、限られた職員で効率的な業務執行を推進した組織機構の改革を継続して行います。

#### ●効果的な職員育成

住民が求めている行政ニーズ等を的確に把握し、それに対応した施策を効果的・機能的に展開できる職員育成を推進するため、人材育成方針を見直し、職員研修の充実を図ります。また、職員の業務能力向上のため、職員の能力・実績等を適正に評価し、公正な人事管理を適正に行う人事評価制度を推進し、職員の資質の向上に努めます。

#### ●民間活力の活用

費用対効果を考慮したうえで、民間委託の方が経費面、サービス面ともに効率的・効果的な事務事業については、指定管理を含めた民間委託を推進します。また、指定管理者制度導入施設において、指定管理者による管理が適切であるか、効果的であるかを検証するため、指定管理者制度におけるモニタリングや評価制度の確立に努めます。

大綱 2 の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・ 組織機構の見直し
- ・ 人材育成方針の見直し
- ・ 人事評価制度の推進
- ・ 有効な外部委託の推進
- ・ 指定管理者制度におけるモニタリング・評価の確立

## 《大綱 3 町を活性化する取り組み》

遠賀町は、交通の利便性や自然環境に恵まれた住みやすい町であり、夏まつりをはじめとするイベント等の町を活性化する事業を行っていますが、町の魅力が十分に認知されているとは言えないのが現状です。今後、遠賀町の魅力や可能性を戦略的に発信する取り組みは、地域経済の活性化や特色あるまちづくり、さらに他の自治体との差別化や定住促進を図るうえで、大変重要となります。このため、住民への積極的な情報提供と情報の共有化を図ることで、住民が主体的にまちづくりに参加できる環境整備を行うとともに、住民と行政が協働するまちづくりを推進することにより町の活性化に取り組みます。

### 重点目標

#### ●町の魅力発信

町政に関する情報は、住民と行政で共有すべきとの認識に立ち、積極的に行政情報を提供し公開するとともに、イベント等を活用し、遠賀町の魅力を町内外に広く発信します。

#### ●定住促進の取り組み

若い世代にターゲットを絞った制度を推進するとともに、遠賀町の魅力や地域資源を戦略的に町内外へ発信することで、町の認知度を高め、移住者や定住者が増えるよう魅力づくりに努めます。

#### ●住民と協働のまちづくり

町の重要な計画策定の際に意見をいただくパブリックコメント制度をさらに効果的に運用することにより、町政への住民参画を推進します。また、地域コミュニティを核とし、住民と行政とが対等なパートナーとして互いを尊重し、適切な役割分担のもと、それぞれの持つ長所を提供する連携と協働の取り組みをすすめ、安心安全で快適に生活できるまちづくりを進めます。

大綱 3 の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・積極的な情報発信
- ・イベント等を活用した交流人口の増加
- ・若い世代の移住定住促進
- ・住民が参加しやすいパブリックコメント制度の構築
- ・地域コミュニティを核とした安心安全なまちづくり



## 7. 第3期自立推進計画の体系図

第3期自立推進計画の体系図を次のとおり示します。

